

西条市農業委員会 平成30年度第2回総会 議事録

1. 日 時 平成30年5月7日(月) 午後3時50分から午後4時15分

2. 場 所 西条市役所本館 5階大会議室

3. 会議構成員現在総数 農業委員24名 推進委員30名

4. 農業委員 出席者 23名 欠席者 1名 出席率 95.83%
推進委員 出席者 26名 欠席者 4名 出席率 86.67%

○農業委員出席者氏名

会 長	8番	加藤 茂			
会長代理	11番	渡邊 敏昭			
委 員	1番	高橋 悟	10番	一色 司	20番 佐伯 祐介
	2番	明比 典正	12番	越智 兼正	21番 玉井 明
	3番	徳増靖記	13番	山田 好一	22番 戸田 博明
	4番	加藤 武司	14番	村上 繁敏	23番 眞鍋 美鈴
	5番	松本 義之	16番	伊藤 健一	24番 高橋 忠親
	6番	白石 利恵子	17番	青野 武	
	7番	西原 昇	18番	佐伯 賢造	
	9番	長谷川 孝師	19番	玉井 一男	

○欠席者氏名

15番 山内 隆

○推進委員出席者氏名

委 員	1番	渡辺 春正	12番	森田 忠茂	23番	永井 正幸
	2番	石橋 和歆	13番	一色 和成	26番	越智 勝邦
	3番	一色 達夫	14番	稲井 重弘	27番	玉井 隆志
	4番	高橋 豊重	15番	武田 義臣	28番	桑原 俊樹
	5番	伊藤 正夫	16番	瀬良 隆彦	29番	曾我 敏数
	6番	伊藤 龍二	17番	垂水 久明	30番	今井 文雄
	7番	日野 哲也	18番	四之宮 明		
	9番	岡本 省三	19番	眞鍋 幸正		
	10番	安藤 英利	21番	高橋 寿夫		
	11番	栗田 房信	22番	佐伯 美一		

○欠席者氏名

8番 宮武 恭宏 20番 高橋 正 24番 石川 清幸 25番 渡部 靖

5. 議案について

議案第1号 非農地証明願について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第5号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について

議案第6号 1・1・1運動への取組みについて

報告事項 報告承認案件（農地法第18条6項に係る通知等）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 日野徳久 事務局次長 渡邊賢一郎

事務局担当次長 井上 雅裕 事務局副主査 越智 史郎

7. 議事内容

議長 ただ今から、平成30年度 第2回西条市農業委員会 総会を開会いたします。

議事録署名人及び書記の指名

議長 それでは、議事録署名人の指名をいたします。
玉井 明 委員、戸田博明 委員の両委員にお願いいたします。

なお、欠席届出が、15番 山内 隆 委員
8番 宮武恭宏 推進委員、20番 高橋 正 推進委員、
24番 石川清幸 推進委員、25番 渡部 靖 推進委員から出ておりますので、ご報告いたします。

ただいまの出席農業委員数は、23名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立いたします。

書記については、事務局の 井上、越智の両君にお願いいたします。それでは議事に入ります。

非農地証明願について

【予定していた、「議案第1号、非農地証明願について」は、本総会前に開催された、全員協議会において、保留の決議がなされたため、議案第2号からの審議となる。】

農地法 第3条 関係

- 議 長 議案書5ページ、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。
議案内容について、事務局から説明いたします。
- 事務局 事務局の渡邊です。よろしくお願ひします。失礼して、着座にてご説明させていただきます。6ページをお願ひいたします。
まず初めに、議案書に誤りがございましたので、訂正をお願ひしたいと思います。
6ページ、16号、譲受人であります ○○ 氏の住所が、○○番地1となっておりますが、正しくは、○○番地2でございます。誠に申し訳ありませんでした。訂正をお願ひいたします。
それでは、改めまして、議案の説明に入らせていただきます。
14号は、○○氏が、経営規模拡大のため、○○氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。
15号は、○○氏が、経営規模拡大のため、○○氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。
16号は、○○氏が、経営規模拡大のため、○○氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。
17号は、○○氏が、小作地解放のため、○○氏、及び、○○氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。
18号は、○○氏が、経営規模拡大のため、○○氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。
以上、5件、ご審議よろしくお願ひいたします。
- 議 長 農地法第3条の申請について、以上5件、提案いたしますので、よろしくご審議願ひます。委員の皆さん、何かありましたら、お願ひします。14号から、順次、お願ひします。
- 地区委員 14号 問題ありません。
15号 問題ありません。
16、17号 問題ありません。
18号 問題ありません。
- 議 長 ありがとうございます。
他に、ご意見・ご異議等ございませんか。
- 委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。『異議なし』ということですので、以上5件を原案どおり許可することといたします。

農地法第4条関係

次に、8ページ、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について、議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明申し上げます。9ページをお願いいたします。
2号は、〇〇氏が、宅地拡張を行おうとする申請でございます。
3号は、〇〇氏が、宅地拡張を行おうとする申請でございます。
2号、3号共に、申請地は既に宅地化されており、その、是正案件でございます。

申請者に始末書を提出させた上で、今後このような事のないよう、指導を行っております。

以上2件、ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 農地法第4条の申請について、以上2件、提案いたしますので、よろしくご審議願います。委員の皆さん、何かありましたら、お願いいたします。2号から、順次、お願いいたします。

地区委員 2号 問題ありません。
3号 問題ありません。

議 長 ありがとうございます。他にご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。

『異議なし』ということですので、以上2件、原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

農地法第5条関係

次に、10ページ、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、議案内容を事務局から説明いたします。

事務局

それでは、ご説明申し上げます。11ページをお願いいたします。

9号は、〇〇氏が、〇〇氏外〇名から、所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

10号は、〇〇氏外〇名が、〇〇氏から、所有権移転を受け、農地及び宅地への進入路として転用する申請でございます。

11号は、〇〇会社が、〇〇氏から、所有権移転を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。

12号は、〇〇会社が、〇〇氏外〇名から、所有権移転を受け、露天資材置場に転用しようとする申請でございます。

13号は、〇〇氏が、〇〇氏から、所有権移転を受け、賃貸共同住宅を建築しようとする申請でございます。

14号は、〇〇会社が、〇〇氏から、所有権移転を受け、建売住宅を建築しようとする申請でございます。

15号は、〇〇会社が、〇〇氏から、所有権移転を受け、宅地分譲を行おうとする申請でございます。

16号は、〇〇氏が、〇〇氏から、使用貸借権の設定を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

17号は、〇〇氏が、〇〇氏から、使用貸借権の設定を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

申請地は、既に駐車場として使用されており、その、是正案件でございます。

18号は、〇〇氏が、〇〇氏から、所有権移転を受け、宅地への進入路として転用しようとする申請でございます。

申請地は、既に進入路として使用されており、その、是正案件でございます。

19号は、〇〇氏が、〇〇氏から、使用貸借権の設定を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

20号は、〇〇氏が、〇〇氏から、所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

21号は、〇〇氏が、〇〇氏外〇名から、所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

22号は、〇〇氏が、〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

なお、是正案件である2件は、申請者に始末書を提出させた上で、今後このような事のないよう、指導を行っております。

以上14件、ご審議よろしくをお願いいたします。

議長

農地法第5条の申請について、以上14件、提案いたしますので、よろしくご審議願います。委員の皆さん、何かありましたら、お願

議 長	いします。9号から、順次、お願いします。
地区委員	<p>9、10号 問題ありません。</p> <p>11号 問題ありません。</p> <p>12号 問題ありません。</p> <p>13号 問題ありません。</p> <p>14号 問題ありません。</p> <p>15号 問題ありません。</p> <p>16号 問題ありません。</p> <p>17号 問題ありません。</p> <p>18号 問題ありません。</p> <p>19、20号 問題ありません。</p> <p>21号 問題ありません。</p> <p>22号 問題ありません。</p>
議 長	ありがとうございました。他にご意見・ご異議等ございませんか。
委員一同	異議なし
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>『異議なし』ということでありますので、以上14件、原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。</p> <p style="text-align: center;">農用地利用集積計画に対する意見の決定について</p> <p>次に15ページ、議案第5号、農用地利用集積計画について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局から説明いたします。</p>
事務局	<p>それでは、ご説明させていただきます。</p> <p>件数が多いため、各筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申出書を確認し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしております。</p> <p>詳細につきましては、議案書18ページから40ページとなっております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法による利用権設定等の件数は、134件、面積は、40万2,339.44 m²となっております。</p> <p>また、所有権移転 は、 2件、面積は、4,993 m²となっております。</p>

事務局	以上でございます。ご審議よろしくお願ひいたします。
議 長	以上のような内容ですが、ご意見・ご異議等ございませんか。
委員一同	異議なし
議 長	ありがとうございました。『異議なし』ということですので、
	原案どおり承認することとし、市長へ回答いたします。
	1・1・1運動への取組みについて
	次に41ページ、議案第6号、1・1・1運動への取組みについて、を議題といたします。議案内容を事務局から説明いたします。
事務局	それでは、ご説明させていただきます。42ページをお願いいたします。
	こちらは、愛媛県農業会議が作成した「1・1・1運動の推進要領」となります。
	この運動を推進することについては、昨年の農業会議全国大会で決議されたもので、愛媛県においても、全市町をあげて取組むこととし、県下全市町へ推進への協力依頼が行われたところでございます。
	委員の皆様には、既にお目通しいただいていることと思っておりますので、内容の説明につきましては割愛させていただきますが、42ページ、2の、運動の目標の、活動事例にもありますように、農地の利用調整活動の実施、人・農地プランの作成・見直しに係る話し合いへの参加、下から2つめの、新規就農希望者、新規参入希望者への相談活動の実施などに、積極的に取組み、目標にあります、委員1人当たり、1年間で、1筆以上の実績をあげ、農地の利用集積の更なる推進を図っていかうとするものでございます。
	この要領に記載されております内容につきましては、既に、皆様におかれましては実施していただいている活動ばかりであるとは思いますが、西条市農業委員会におきましても、本推進要領に基づき1・1・1運動に取組み、農地の利用集積の更なる推進を図ってまいりたいと考えておりますのでご協力よろしくお願ひいたします。
	なお、本会で、1・1・1運動へ取組むことについてご承認いただくことができましたら、平成30年度の事業計画に盛り込むとともに、西条市版の推進要領（案）を作成し、6月総会にて、改めて皆様にご審議いただきたいと考えておりますのでよろしくお願ひい

事務局	<p>たします。</p> <p>以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>以上、事務局より、1・1・1運動についての内容説明がございましたが、この件に関しまして、ご意見・ご異議等ございませんか。</p>
委員一同	<p>異議なし。</p>
議長	<p>ありがとうございました。異議なしということでございますので、この、1・1・1運動につきましては、平成30年度西条市農業委員会の事業計画に取り入れ、6月の総会にて、改めて、皆さんにお諮りいたしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして、44 ページ、報告承認案件について、事務局から報告いたします。</p>
事務局	<p>平成30年3月16日から、平成30年4月13日までの受付期間中に、農地法第18条第6項、解約通知を、12件。農地バンクへの農地登録申請及び利用登録申請を、併せて6件、受理いたしました。農地バンクの登録につきましては、担当からご説明申し上げます。</p>
事務局担当	<p>農地バンクへの農地登録申請及び利用登録申請を6件、受理いたしました。農地登録については、2件、利用登録については、4件それぞれ受理いたしました。いずれも特に支障はなく、農地バンクへ利用登録、農地登録ということで、ご了承願います。</p> <p>なお、皆様のお手元に配布させていただいておりますのは、農地バンクのパンフレット、農地の登録申請書、カード及び、利用登録申請書です。皆様の日々の活動の中で、農地バンク事業について問われることがあろうかと存じます。つきましては、資料をお手元に備え、農地バンク事業の周知等に努めていただけますようお願いいたします。</p> <p>農地バンク事業が発足して4ヶ月目となりますが、農地の貸借の交渉が、2件、7筆の交渉が現在進められております。</p> <p>また、成約となりましたら、総会にてご報告させていただきます。</p>
議長	<p>報告承認案件につきましては、以上となっております。</p> <p>この件につきまして、何かご意見等、ございませんか。</p> <p>無いようでございますので、以上、報告承認案件を終了いたします。</p>

議長 　　す。

これをもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。この際、全般的に何かございませんか。

その他ございませんか。

無いようですので、以上で総会を閉じます。全員協議会も含めまして、長時間にわたり、慎重審議、ありがとうございました。

8. 議案結果

議案第1号	非農地証明願について	全員協議会にて保留の決議
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について	原案承認
議案第3号	農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について	原案承認
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について	原案承認
議案第5号	農用地利用集積計画に対する意見の決定について	原案承認
議案第6号	1・1・1運動への取組みについて	原案承認

9. 閉会の日時

平成30年5月7日 午後4時15分